

Names of Persons in a Book of falconry

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/44775

鷹書に現れる人々

—「(徳丸) 宗養奥書本鷹書」の固有名詞—

山 本 一

Names of Persons in a Book of falconry

Hajime YAMAMOTO

前稿「国立公文書館内閣文庫蔵「宗養奥書本鷹書」(仮称)をめぐって—戦国末期但馬と鷹書—」(金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要第七号、二〇一五年三月刊、以下「前稿」と呼ぶ)および中世文学会機関誌『中世文学』第六十号所載「講演要旨・鷹歌と鷹書」において、戦国時代後期の但馬国に関する固有名詞が多く見られ、地方史研究等の観点からも注目されることを指摘したが、個々の事例についての具体的な考証までは踏み込むことができなかった。以下では、この後者の面についていささか考察を加えるとともに、前稿の誤りを訂正しておきたい。

①徳丸志摩入道宗養について

まず、本書の事実上の編著者とも目される「徳丸志摩入道宗養」、すなわち、現存本(内閣文庫蔵写本)の親本と見られる本に、元龜元年(一五七〇)年六月、署名と花押を残した人物について考える。

前稿にも一言触れたごとく、『兵庫県史 史料編 中世三』に収められた但馬山名氏関係の文書から、徳丸姓の人物を複数拾うこ

とが出来る。そのうち年代の明確なものとしては、但馬養父地区・土田村文書一号「山名祐豊裁許状」(六六〇頁) 天文二十三年(一五五四) 七月二十六日に、「徳丸備後守」が見える。この文書は土田郷と牧田郷の境界に関連して「山本平三左衛門尉」に宛てられた文書で、裁許の内容を確認する人物として「赤木能登守」(後述)と並んで「徳丸備後守」の名が記される。同二号も、同じ事案に関して(おそらく同じ年の二日後に)「福富七郎右衛門」に宛てられ、「猶徳丸備後守・赤木能登守可申候」という同じ形式の文言がある。次に、但馬七美地区・中村文書六号(七三一頁)「山名祐豊書状」に「徳丸備後守」が見える。書状宛先の中村伊豆守の子息十兵衛尉が因幡方面の合戦で戦功を挙げたことに関する文書で、「乃木対馬守・徳丸備後守・福田若狭入道」が列挙される。発給者祐豊の署名は、先に示した土田村文書一号と同じく「宗詮」で、永禄七年(一五六四)頃の祐豊の因幡進出に關係するかと推測される。『兵庫県史』は、中村文書七号から九号を關係する事案によるものと判断して続けて掲出するが、いずれも「乃木・徳丸・福田」の名前が挙げられている。

これらの文書は姓と名乗りのみで名は記さないが、一方、但馬朝来地区・夜久文書一八号「徳丸盛長書状」(七一三頁)には「徳丸備後守盛長」の署名があり、「徳丸備後守」と名乗る人物のうちすくなくとも一人の名は「盛長」であったことが確かめられる(夜久文書一九号「盛長書状」の署名「盛長」も『兵庫県史』が推定するように同一人物であろう)。

また、但馬城崎地区・小田井大社文書六号「徳丸能長書状案」(四三四頁)には「徳丸孫左衛門尉能長」の署名がある。先に見た「盛長」との具体的な関係は不明であるが、血縁者であろう。この文書から九号までは、小田井社神舞に関係するものとしてまとめられているが、八号「垣屋重時書状案」文中に「徳丸藏人助」、九号「山名祐豊文書」文中に「徳丸備後守」の名が見える。さらに但馬美含地区・興長寺文書三十一号「山名祐豊文書」に「徳丸備後守」が見える。これらの文書は、祐豊の署名が「宗詮」でなく「祐豊」であることから、土田村文書や中村文書よりも早く、「宗詮」の初見史料とされる天文十九年(一五五〇)より以前のもので推定される(宗詮)初見資料については渡邊大門『中世後期山名氏の研究』日本史料研究会・二〇〇九年)。

他に、『兵庫県史 史料編 中世三』の徳丸姓の人物としては、但馬出石地区・総持寺文書六号「総持寺胎内文書(3)本尊造立奉加状」天文四年(一五三三)六月一日(五四三頁)、出石神社蔵総持寺文書一十一号「伊帙重久裏封渡状」(五六六頁)に「徳丸豊後守」の名が見える。

以上のさまざまな名乗りや名前をどのように関係づけるかについては、同一の名乗りが代々継承される場合が多いこともあり、いまのところ明快な解決は得られない。『兵庫県史』は、「徳丸備後守」のうち小田井大社文書と興長寺文書のものに「能長」を比定する。ただし、「盛長」と見ることも可能であろう。

一方、金子金治郎『新撰菟玖波集の研究』風間書房、一九六九年)所掲資料に、但馬山名氏ゆかりの連歌書の伝来に関わった、徳丸姓の人物の名が見える。その資料は、京都大学附属図書館平松文庫蔵「世俗」(山本随心著)である。前掲書一八二頁に引用する永正十六年(一五一九)奥書には、垣屋統成の所望により「てにをはの大概」を記し、後に「徳丸成長・宇都堅頼兩人」の所望により付け様・行き様を「世俗言詞」を用いて記したとの記述がある。この本は現在、京都大学附属図書館のウェブページに画像が公開されているので、それにより確認できる。

垣屋統成は山名政豊が守護であった十五世紀末頃に垣屋氏を率いている。「宇都堅頼」は、前掲小田井文書六号と一連かと推測される同七号文書の署名者「若狭守宇津堅頼」と同一人物であると見られる。右の文書は山名祐豊や垣屋重時とも関わるものであり、堅頼はこの時期(十六世紀前半)の人物と推定される(すなわち、山本随心の二度の執筆の間に、ある程度の歳月があった可能性が考えられる)ので、徳丸成長の活動期もこの頃と考えられる。

この後に本文の「追加」があり、その後に天文二十年(一五五二)の「徳丸肥前守高長」の奥書がある(なお、親本ではこの前にもう一つ山本随心の奥書があったようで、京大本では貼紙で補入されている。中に「亡父備後守成長所望之由候間、且者為記念且者為学文」書写し数本で校合した旨が記される。肥前守高長が成長の子であり、また成長は天文二十年には既に故人であったこと、高長が、連歌の書物を亡父が「所望」したことに関心を示していることが判る。

これに続く最後の奥書は慶長十一年(一六〇六)七月に「賀伊右真隆」が記したものである。「備州高能」(金子著書一八四頁以下に多くの連歌書の書写を行ったことが指摘される榎並備前守高能であろう)の懇望により「肥州高長」(前の奥書の徳丸肥前守高長)の

所持本を写し、それを保管していたところ、「城州寿閑」が閲覧を希望したので、再度書写したとある。この寿閑は、『兵庫県史 史料編 中世三』所収総持寺文書（但馬出石地区）第八号（天正七年・一五七九）、同第九号に見える榎並山城守成安の出家後の名ではなからうか。

これらの資料から、徳丸成長・徳丸高長という父子の存在が知られるが、これらの名は『兵庫県史 史料編』には見えていなかった。おそらく、宇津堅頼の生存期間に徳丸成長が死去し、「備後守」の名乗りは、『兵庫県史 史料編』の文書に見える徳丸盛長に継がれたのではないか。「成長」を「盛長」の略記と見るのも一案であるが、成長が天文の末年には没しているため、成り立ちにくい。すると「備後守」の名は盛長が継ぎ、高長は「肥前守」を名乗ったことになる。おそらくは盛長も成長の子の一人であったかと推測される。残念ながら「徳丸志摩入道宗養」に直接該当する人物は特定できないが、山名家に関わり深い上記徳丸氏の人々の一族であることは疑えない。その中に、金子著書が早く指摘したように、連歌書の伝来に関わった人物がいることも興味深い（山名家の連歌書相伝については、後にあらためて触れる）。

徳丸宗養が奥書を記した元龜二年は、その前年（永祿十二年）に但馬に侵攻した織田信長方の軍勢を逃れて堺にあった山名祐豊が、帰国を許され但馬に戻った年である（宿南保『但馬の中世史』神戸新聞出版センター、二〇〇二年）。この鷹書が祐豊と、前代守護職誠豊（光明院）の二代の但馬支配を、ある種理想化して描こうとしているように見えることから、祐豊の全盛時代に奉行人として仕えた人物の血縁者が、祐豊の復帰を言祝ぐ意図で春木豊重の回想を書きとめ、編纂・書写した可能性が考えられる。なお、徳丸宗養は著名な連歌師の（谷）宗養とは別人である。「宗養奥書本鷹書」の名称は誤解を招く恐れがあるので、本稿以降「（徳丸）宗養奥書本鷹

書」と呼称することとしたい。

②「松田左衛門大夫頼房」に関して

本書の序文には、但馬山名氏の鷹道の形成に関わった人物として「松田左衛門大夫頼房」の名を挙げ、『鷹経弁疑論』を彼の著作としていることは、前稿に述べた（前稿では原稿作成の際の失錯によりすべて「松田左右衛門大夫」と記しているが、写本の表記は「松田左衛門大夫」である。お詫びして訂正する）。

頼房については、依然として確実な事績を確認し得ないが、前項に引いた金子金治郎『新撰菟玖波集の研究』に但馬山名氏家臣の松田姓の人物が現れ、注目される。そもそも、山名氏には著名な連歌師宗砌（もと山名宗全の家臣とされ、一四五五年没）に遡る連歌の伝統がある。金子は、この宗砌から但馬山名氏家臣太田垣朝定を経て、戦国末期まで連歌伝書の相伝が確認されることに注目し、それとの関連の中で、前項に引いた山本随心の著作の伝来にも言及したのである（『新撰菟玖波集の研究』第一編第三章三「宗砌流」。宗砌に始まる「相伝次第」によれば、太田垣朝定から相伝を承けるのは松田河内入道友意（前掲総持寺文書六号、五三五頁に見える「松田河内入道」と同一人物か）であり、その俗名は頼久である。この松田頼久は連歌に関するいくつかの著作があり、このような松田姓の人物が但馬山名氏の家臣の中にいたこと自体が興味深い。

ところで、隣国丹後の松田氏の系図の中に、同名の人物が見いだされる。榎原雅治「『研究報告』新出「丹後松田系図」および松田氏の検討」（『東京大学史料編纂所紀要』第四号、一九九三年）、および『宮津市史 史料編 第二巻』に掲載された「松田氏系図（松田宣明氏蔵）」には、「頼久」に「山名殿江始参、応永廿九、平左衛門尉」との注記がある。しかもその子に「頼房」（「月舟宗光」と注記）の名が見えるのである。また別の箇所「直頼」（「豊前守」の

注記)の子に「頼房」が見え、それには「但州頼久養子」とある。この系図の頼久が、連歌書に關係した河内入道友意頼久と同一人物であるならば、彼は丹後松田氏の出自で、何らかの事情で「山名殿へ始参」したということになる。もし、この推測が成り立つならば、その養子となった「頼房」と、『鷹経弁疑論』の著者も無關係ではないように思われる。応永二十九年(一四二二)「始参」時に頼久がごく若ければ、十五世紀半ばの生まれかと想像される松田頼房の養父となることも不可能とは言えない。ただ、この系図と「徳丸」宗養奥書本鷹書」の記述の間には、名乗りをはじめ直接一致する点がない。また、前項で頼房の同族かと推測した宗岑(俗名松田元藤と伝える)については、この系図からは情報が得られない。推測として提示するにも、今ひとつ裏付けが不足であろう。今後、他の資料からの検証が望まれる。

金子著書は「宗砌流」について、「山名家という限られた背景の中に伝わる、いわば傍系的存在に過ぎない」としつつも、「封建社会における文学伝統の一つのケースとして、これは注目していいものである」と評価した。ここに、拙論がいささか明らかにしてきた鷹道と鷹書の伝来を重ねる時、よしんば両者の接点が間接的であったとしても、地方における書物と文化の存続のエネルギーの(その背景をなす山名氏が政治的に凋落の時期にあったことを思えばなおさらに)悔りがたいことを、あらためて感じるのである。

③赤木能登守

「徳丸」宗養奥書本鷹書」にいくつか見られる但馬山名氏の鷹狩に関する逸話の一つに、「赤木能登守」が登場する。光明院山名誠豊(大永八年・一五二八)が持っていた鷹犬「野桜」とその子の「誰(たれ)」に關係する(この親子犬に關しては、別の箇所任命名に關する逸話があることを前稿で紹介した)。「野桜」は「諸口とま

りたる」犬、つまり鷹が捕らえた獲物を発見して確保する際、決して獲物に食いつかない習性を持つ犬で、このことは鷹犬としてすぐれた資質を意味するのだが、その子の「誰」は、その点がまだやや不十分で「片口止まりたる」状態であった。ある時、獲物に食いついて放さなかったため、犬を担当していた赤木能登守が、犬の耳に噛みついて放させた。その後、何度か同じようなことを繰り返し、最後は「誰」も「諸口止まる」資質を身につけたとする。原文の一部を引用する。

あるとき正法寺のあはら田へ鳥落候をかみ入寺のうちにて捉候をたれか分候御鷹は寺の屋ねへあかり候を赤木能登守御犬にて走つき犬の耳をかまれ候へははなし申度々かみ被申候へは後には諸口とまり申候也(墨付五十二丁裏から五十三丁表)

(校訂試案) ある時、正法寺のあはら田へ、鳥落ち候を、噛み入り、寺の内にて捉へ候を、たれか分候。御鷹は寺の屋根へ上がり候を、赤木能登守、御犬にて、走りつき、犬の耳を噛まれ候へば、放し申す。度々噛み申され候へば、後には諸口止まり申し候也。

「赤木能登守」の名は、前出の『兵庫県史 史料編 中世三』所収、但馬養父地区・土田村文書一号「山名祐豊裁許状」天文二十三年(一五五四)七月二十六日に、および同二号に、「徳丸備後守」と並んで見える。ただし、山名誠豊が大永八年(一五二八)に死去しているため、説話と文書の間には三十年またはそれ以上の隔たりがあると推測される。同じ名乗りが継承される場合が多いので、二つの「赤木能登守」が同一人物かそれとも同族の親子などかは即断できないが、同一人物とすれば、若年の頃の逸話が「徳丸」宗養奥書本鷹書」に記録されたことになる。

なお、説話の舞台となった「正法寺」は、先に引いた小田井大社文書六号「徳丸能長書状案」に見えるほか、長享二年(一四八八)

山名政豊が一時住んでいたとされる寺院である(宿南前掲書二二二頁、日本歴史地名大系『兵庫県の地名I』の「正法寺跡」参照)。

④垣屋越前守・垣屋駿河守・福富次郎右衛門

墨付四十四丁裏に光明院(山名誠豊)が、「鳴鳥」(夕暮れに鳥の鳴き声で場所を見定め、翌朝に鷹で捕える手法)の獲物を「垣屋越前守殿」に送ったところ、受け取りの作法を心得たものがいなかったためか遅延し、日中になって「福富次郎右衛門」が現れて受領したとある。

垣屋氏は但馬の有力国人として知られている。宿南前掲書等によれば、越前守家・越中守家・駿河守家の三家に分派し、それぞれ名乗りを継承した。戦国末期に越前守を名乗った人物としては、①にも触れた垣屋続成(元亀元年・一五七〇)が知られる。断定はできないが、右の光明院との逸話はこの続成かと推測される。

なお、別家の駿河守については、別条(墨付五十五丁裏)に鷹の「羽落とし薬」の調合法を「相伝」しているとして「垣屋駿河守」の名が見える。短い記事なので時代も特定できないが、この系譜の人物の中では事績を知られている垣屋豊続であれば、興味深いところであろう。

もう一人の福富次郎右衛門も、同族の名が但馬関係史料に散見される。まず、但馬養父地区・日光院文書七七号「福富貞数折紙」永正九年(一五一一)九月二十八日(六四一頁)に「福島左衛門次郎貞数」の署名がある。同七八号も同時日の同一人の発給である。同八一号「福富貞恒田地寄進状」永正十三年(一五一六)九月晦日には「福富六郎兵衛尉貞恒」の署名がある。さらに同地区・土田村文書二号「山名祐豊裁許状」は、徳丸備後守・赤木能登守の名が見えるものとして先に引いたが、その文書の宛先は「福富七郎右衛門殿」となっている。

いずれも説話の登場人物には同定できないが、一族と考えられる。

⑤太田垣三河守

墨付五十三丁表最終行からの「公文所うちおとされたる鷹の事」と題する条は、二十六行に及ぶ長い記事で、話の中心は、「深山つくり」と呼ばれる鷹の負傷に際して、頼房から春木家へ伝承された葉が奏功したことであるが、鷹の呼び名のきつかけを作った人物として「太田垣三河守」が現れる。

太田垣氏は垣屋氏などとともに「四天王」と呼ばれ、但馬国の支配体制を担った家である。三河守の名乗りは、但馬養父地区・祐徳寺文書七号「太田垣朝説田地寄進状」大永六年(一五二六)十一月二十三日に、「太田垣参河守朝説」の署名があり、但馬養父地区・日光院文書一二四号「太田垣三河入道下知寄進状」永禄十一年(一五六八)三月三日(六三六頁)に「太田垣三河入道浄口(秀力)」の署名がある。個人の特定は難しいが、右の説話の登場人物も、これらの署名者もしくはその近親者であることは間違いない。

ちなみに、この説話の主要舞台「かけのせんとうし」の「かけ」は、「陰」(現在のJR豊岡駅東側附近)で、「上陰・中陰・下陰」に分かれ、中陰には真言宗熊野山善藤寺があった。同寺は、永正八年(一五一一)に浄土真宗信楽寺になっているとのことである(前掲『兵庫県の地名I』、『豊岡市史』)。

⑥江田氏・駿河三条殿、その他

前稿に引いた、墨付四十六丁表の光明院の鷹犬の話であるが、「野桜」と名付けられた犬は「備後国の御家人江田方」から進上されたものとする。毛利氏と対立して滅ぼされる江田氏を指すのであろうか。また、墨付四十三裏の記事では、「雁取」(雁や鶴など大型

の鷹を捕獲するのが得意な性質の鷹)が「駿河の三条殿」から送られたことを記す。永正頃に駿河に下国している正親町三条実望(一四六三〜一五三〇)またはその子の公兄(一四九四〜一五七八)に関わるのであろうか。いずれも特定にはもう少し考証が必要であるが、戦国末期の地方間の交渉を示す記録として興味深いものと言えよう。

このほかに、いまだ他の史料との照合が見いだせない人物に「神子畑隠岐守」(墨付四十三丁裏、神子畑は現朝来市に川の名として残る)、「遠(か?)藤丹後守」(墨付五十六丁表)などがある。また、この鷹書の成立に深い関係を持つ春木豊重と鷹匠の家「春木方」、さらに、山名氏のもとで春木方とライバル関係にあったらしい「久世方」についても、いまのところ傍証が得られていない。

以上、かなり煩雑になり、かつ明快な結論に至らない憾みがあるが、この鷹書の記事に含まれる情報の背景をある程度まで明らかにできたかと思う。

こうした説話の記事は、この時代であれば通常「実録」的な書物形態に取り入れられ、鷹書には入ってこない。この点では、「(徳丸)宗養奥書本鷹書」は特異な書物であると言えるように思う。他の鷹書では、近い時代の人物の固有名詞は、奥書を含む伝来に関する情報として、部分的・断片的に現れる場合が多い。ただし、そのような場合も含めて、鷹書の含む情報は、戦国末期近世初期の時代状況を知る資料としての可能性を持っていると思われる、この点については続稿を期したい。

〔付記1〕本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号2452047「放鷹文化と鷹書類の研究」研究代表者・中本大(立命館大学)による研究成果の一部である。

〔付記2〕平成二十六年(2014)度中世文学会秋季大会公開講演「鷹書と鷹歌」(二〇一四年十月四日、金沢市文化ホール、要旨は本稿冒頭に掲げた『中世文学』第六〇号に掲載)に際し、講演終了後にさまざまご教示を賜った各位、特に金子金治郎の著書につきお教えいただいた落合博志氏に感謝申し上げます。浅学・粗忽のため、諸賢のご教示を活かせず、就中、誤りを犯していることをおそれる。重ねてご叱正を願う次第である。